

平成23年第11回（10月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成23年10月7日(金)
開 会10時00分 閉 会10時30分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 矢頭 道雄

4. 付議事項

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
1件

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
1件

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
3件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榊 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
ただいまより平成23年第11回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆様おはようございます。
もう稲はおすみになりましたか、まだ少し残ってるんでしょうか、

出来はどうだったですか？それでは、皆さんお忙しい中ご出席下さいますてありがとうございます。早速ですが、本日の議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に守口委員と高原委員のお二人を指名いたします。よろしくお願ひします。

では早速議事に入ります。

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

議案の1ページをお開きください。

この申請は耕作目的にて権利の移転をするため農業委員許可を求める申請です。

農地の表示は小犬丸〇〇番〇、田、95㎡、同じく小犬丸〇〇番〇、田、202㎡ 以上2筆合計297㎡です。所有者・耕作者ともにYさんです。創設地には該当しません。譲渡人の住所氏名は吉富町大字広津〇〇番地〇、Yさん、譲受人の住所氏名は吉富町大字小犬丸〇〇番地〇、Mさんです。耕作に従事する方は2名、耕作面積は3,207㎡であり、自作されています。農機具の保有状況はトラクター 1台、コンバイン 1台、田植機 1台、軽トラック 1台との保有状況です。申請理由は譲受人については、経営規模拡大のため、譲渡人については譲受人からの申出により経営規模縮小となっており、所有権の移転をするための申請であります。

場所の説明ですが、2ページが位置図で、3・4ページが詳細図です。

つづいて5ページを願ひます。譲受人が農地法3条により農地を取得するに当たっては、農地法第3条の許可判定基準の7項目の不許可要件を列挙した農地法第3条第2項各号に該当していないと見られることから、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

会 長 有難うございました。

それでは、地元委員の守口委員に補足説明や現地の状況などを説明お願ひします。

守口委員 みなさんこんにちは、Yさんの所有地の件ですが、Mさんが購入ということですが、Mさんの亡くなった主人が生前から借りて野菜を作っていた土地を今回購入するとのことであり、現地を確認しましたところ今も野菜を作っていました。余談ですがMさんの主人とYさんの奥さんは姉にあたります。土の管理は十分出来ていると思います。以上です。

会 長 有難うございました。議案23号について事務局、守口委員から説明がありましたが、他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、議案第 23 号に関しましては承認することと決めます。
次に議案第 24 号について事務局説明お願いいたします。

事務局 「議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案の 6 ページをお開きください。

この案件は農地転用を伴う権利の設定をするため、県知事の許可を得るための申請でございます。

広津〇〇番〇、地目は田、面積 508 ㎡、広津〇〇番〇、地目は畑、面積 224 ㎡、合計面積 732 ㎡で、所有者、耕作者共に H さんです。

申請者ですが、譲渡人は本町広津〇〇番地の H さん、譲受人は、中津市〇〇番〇（株）E 様となっております所有権移転を伴う転用です。転用理由は宅地分譲として個人住宅用 2 区画の計画のようです。計画実現の確実性についてですが、（株）E の自己資金にて行うことになっており金融機関の残高証明書が添付されています。次に付近農地の被害の有無ですが、隣地承諾書が添付されており問題ないと思われま

す。排水の処理方法は個人住宅用の雑排水槽若しくは合併浄化槽を經由し北側町道内の既設排水暗渠へ繋ぎ東側水路へ排水することとなっております。し尿処理については、分譲地のため未定となっております。

場所の説明を 7・8・9 ページに掲載しています。当地は都市計画用途地域の第 1 種低層住居専用地域となっております農地区分としては第 3 種の農用地となります。

10 ページが宅地の区分図となっております、排水経路は記入されています。11 ページが断面図となっております、隣接農地との段差 1.4 m 部には L 型擁壁を設置し土砂止めを行うと聞いています。

つづいて 12 ページを願います。こちらは農地法に基づく農地転用判断基準シートです。当地は先程説明したように都市計画用途地域の第 1 種低層住居専用地域となっております農地区分としては用途地域内ということで第 3 種要件となります。第 3 種農地とは基本的に許可を認めてよくくりの農用地となります

以上のことから許可要件を満たしていると思われま

す。以上で事務局からの説明は終わります。

会 長 有難うございました。

それでは、地元委員の恒成委員に補足等の説明をお願いします。

恒成委員 事務局から説明があったように、排水も既設の排水管に繋ぐとのことですし、後はもう山国川へ流れ込むだけであり問題ありません。他には特にありませんが、北と西側は町道になっており周辺農地の日照による作物等への影響もないと思われま

会 長 有難うございました。恒成委員から説明がありましたが他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

若山委員 一点いいでしょうか、先程事務局説明にて11ページの断面図において口頭にてL型擁壁を設置するとのことですが、この図には明示されていないので、計画としてしっかり記載させるべきではないでしょうか。

事務局 分譲地であるため、L型擁壁を入れる計画はあるが高さが購入者の意向を確認しないとはっきり決まらないとの事から未表示とのことでした。

若山委員 やはり、そういう計画があるなら説明資料として、どういう高さになるかは未定であっても、現状土羽部にL型擁壁を入れる計画図を示すべきと考えるので、そのへんがひっかかります。それと、造成する場合の屋敷の雨水排水はどうなるのかがこの図ではわからないがどうなるのでしょうか？

事務局 おそらく、生活排水と同様に町道の排水管に流すのではと思われませんが、はっきり確認できていません。

会 長 若山委員さんのご意見ではもう少し詳細な計画図が必要ではないか、事務局の説明では不確定要素があるということだと思います。この件については、造成の現場にておさめるとの箇所が1・2箇所あるようでございます。これをもってどうこうとはならないのかとも思われます。ちょっと意見をおいていただき、その他の委員さんにてご意見はありませんか。

石丸委員 確かここには道路側溝はなかったね

事務局 はい、北側・西側の両町道ともありません。もし道路に流れでるようであれば、東側隣接のH氏の農地に流れ込むようになると思われま

石丸委員 当地の東側の田んぼの持ち主も今回の申請者のHさんであり側溝を通らせてやるかどうかしないと道路に垂れ流すといのはどうかと思う。

若山委員 計画が排水管に取り込むような計画なら問題ないのではないか。

和才委員 道路に流れ込むのは問題が多いため、計画にて既存の排水管に流すような計画を考えてもらえないか指導してもらえないか。

会 長 では、議案第24号に関しましては若干不備があるようでございますが、申請者に対してコメントをし、確実な履行を条件にし、それを確認するというので、今回一応承認ということですのでよろしいでしょうか

事務局 どういう風にするのか確認の上、L型擁壁及び雨水排水、おそらく既存の排水管につなぎ込むことになりかと思いますがその経路を図示させて県へ進達したいと考えます。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、議案第24号に関しましては資料を完備させた上で県へ上申

するという事で承認することとします。

また、事務局は確認した結果について次回総会にて報告願います。

会 長

次に報告事項でございます。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。事務局より説明をお願いいたします

事務局

報告事項でございます。13ページをご覧ください。相続により農地を取得した2案件です。

まず、番号1ですがこれはAさま死亡により相続が発生した案件で、相続した方は、Bさん1/2、Cさん1/2で共有での相続で、資料の2筆となっており耕作者はBさんとなっています。

つづいて番号の2です。

これはCさま死亡により相続が発生した案件で、相続した方は、Dさん、Fさん、Dさんの3名で資料中のそれぞれの農地の権利を取得しています。耕作者は全てDさんとなっています。以上で報告を終わります。

会 長

何かこの件について質問等はございますか。

石丸委員

ここは長男のDさんが福岡の方にてなかなか帰れないので、中津にいる次男のFさんが面倒をみているが、先生をされており、おそらく来年の6月には誰か借り手を捜すことになろうかと思っている。

会 長

他に委員の皆さん意見等はございませんか

各委員

意見なしの声あり

会 長

それでは他になければ次回総会の日程ですが、事務局願います

事務局

次回の委員会の日程ですが、定例日は10日ですので11月10日(木)午前10:00からこの場所での開催を提案します。

会 長

事務局から次回日程について提案がありましたが、委員の皆さん如何でしょうか

各委員

異議なしの声あり

会 長

では、11月の総会は10日(木)午前10時からとします。これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時30分 閉会